

**熊本紛争調整委員会に
ぜひ労使トラブル解決の
お手伝いをさせてください！！**

**企業、労働者ともに
大きなメリットが！！**



**ぜひ「あっせん」に
ご参加ください！**

**メリット1
無料！**

あっせんに参加し合意(和解)できれば、合意文書を作成し紛争が解決します。多くの時間と費用を要する裁判等で争う必要がなくなり、**訴訟リスクが回避**できます。**無料です！！**

原則として、1回限り**2時間半程度**の開催です。
申請から1～2か月程度で解決が図れます。

**メリット2
迅速！**

**メリット3
簡易！**

答弁書や証拠書類も一切必要ありません。
弁護士に依頼する必要もありません。
直接対面して話し合う必要もありません。

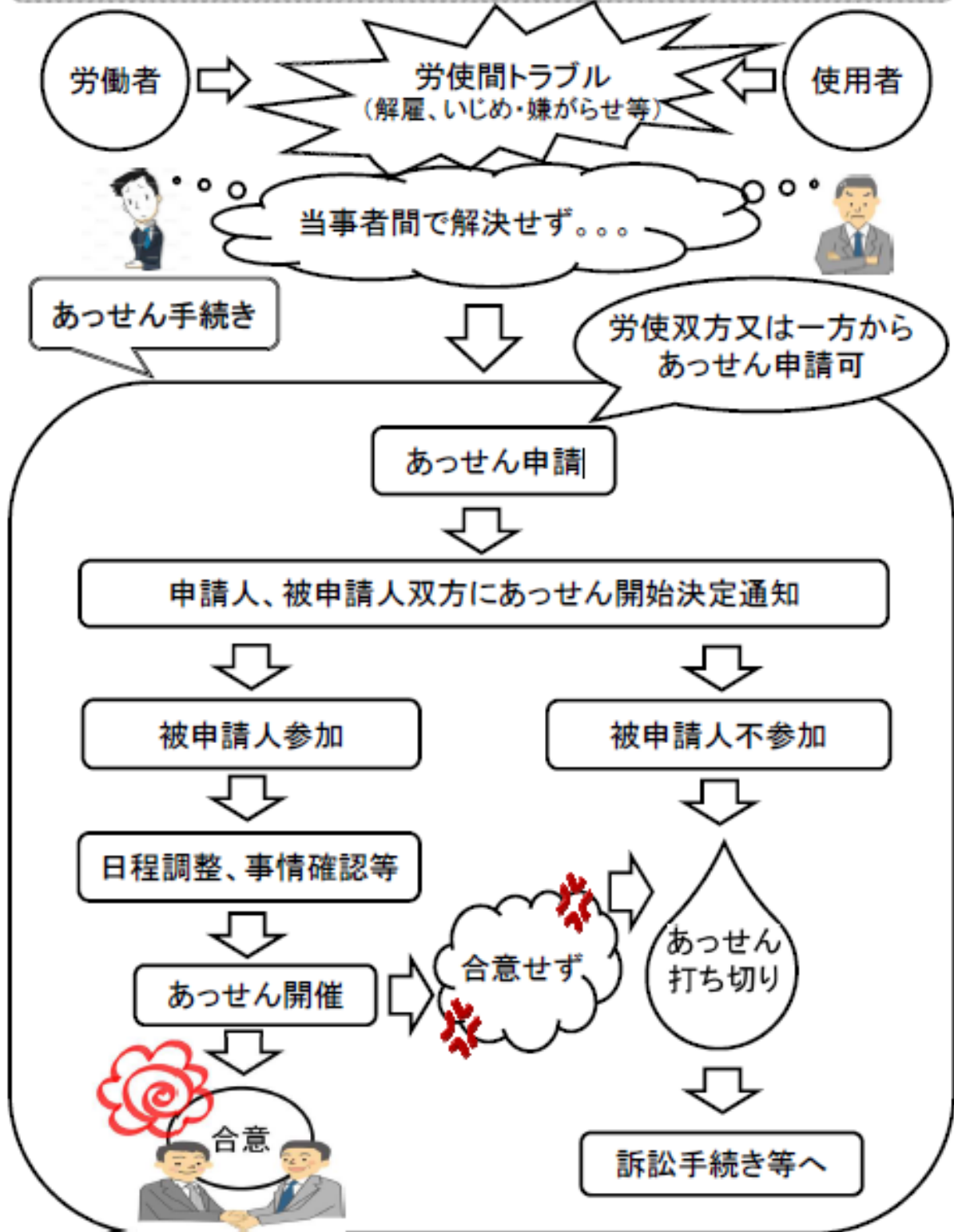
労働問題の専門家である社会保険労務士、弁護士の第三者が当事者間の話し合いを促進し、解決を促します。

**メリット4
中立！**

**メリット5
秘密厳守！**

あっせんは、非公開で行われます。
合意文書には、トラブルの内容や合意内容を第三者に口外しないことの項目が入ります。

あっせんフローチャート



個別労働紛争解決制度における紛争調整委員会によるあっせんとは、労働関係に関する事項についての労働者と事業主との間の紛争（個別労働紛争）について、当事者の間に労働問題の専門家である社会保険労務士、弁護士などの第三者（あっせん委員）が入り、当事者間の話合いを促進し、お互いに譲歩しあうことで、当事者の合意(和解)を目指す制度です。

裁判とは違い勝ち負けを判定するものではありませんし、お互いの主張が違う場合、どちらが正しいか判断するものでもありません。あっせんに参加しても、あっせん申請人と折り合いがつかない場合は、あっせんは「打ち切り」となり終了します。